

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5. 税制						
1	日機輸	移転価格文書の検証対象期間	・実務的に移転価格文書の期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。	継続	・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めて頂きたい。	・移転価格税制（法人税法）